

秘密保持契約書

案件名【

本件の業務を実施するにあたり、甲と乙とは、以下の通り秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条 (秘密情報)

「秘密情報」とは、秘密である旨明示して相互に開示した技術上、経営上の情報をいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は含まない。

- (1) 情報の開示前に受領者が保有していた情報
- (2) 情報の開示前に公知であった情報
- (3) 情報の開示後、受領者の責によらずして公知となった情報
- (4) 受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに合法的に知得した情報

第2条(秘密保持)

1. 受領者は、秘密情報について開示者からの事前の書面による承諾なく第三者に開示及び漏洩してはならず、秘密情報の開示目的以外の目的にこれを使用してはならない。
2. 受領者は、法令又は公共の利益の保護を理由に、裁判所、行政機関、監督官庁その他の公共機関より秘密情報の強制開示の要求がなされ、これを拒む合理的理由が存しない場合、当該秘密情報の開示を行うことができる。

第3条(秘密情報の返還)

受領者は、本契約が終了したとき、または開示者から求められたときには、速やかに秘密情報を開示者に返還する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲： 住所 愛知県名古屋市中区豊二丁目 21 番地 8 号
名称 Academic to Business 株式会社
代表者 國枝 洋尚 印

乙： 住所
名称
代表者 印